

京都市 賃貸用事業施設等 立地促進制度補助金 の御案内

大規模テナントオフィスビルやレンタルラボ施設を新增設する方向けの補助制度です。

	大規模テナントオフィスビル 立地支援制度	レンタルラボ施設 立地支援制度
対象者	対象事業に係る固定資産の 固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象事業	<u>オフィス・ラボ誘導地区内</u> 又は <u>高度利用地区（京都駅周辺地区のA地区・B地区）</u> で <u>賃貸用オフィス部分の床面積が</u> <u>3,000㎡以上</u> の <u>テナントオフィスビル</u> の新增設等 を行う事業	市内で <u>賃貸用ウェットラボ</u> の新增設等 を行う事業
補助額	対象事業に伴い、新たに課税された 固定資産税・都市計画税の相当額の補助 (土地に係るものを除く。)	
補助期間	5年間	

最大 3 億円



1 大規模テナントオフィスビル立地支援制度

対象者	補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象地域	オフィス・ラボ誘導地区 高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区（※1）	
事業要件	共用部分を含む賃貸用オフィス（※2）部分の床面積の合計が3,000㎡以上のテナントオフィスビルの新增設等（※3）を行う事業	
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当する地区をいう。

◇京都駅南部地区

JR東海道新幹線以南、十条通り以北、近鉄京都線以东、鴨川以西の区域うち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第1号に規定する商業地域に指定された区域

◇らくなん進都（鴨川以北）

らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域うち、鴨川以北の区域

◇高度利用地区（京都駅周辺地区）のA地区・B地区

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条1項第3号に規定する高度利用地区に指定された京都駅周辺地区のうち、A地区及びB地区に定められた区域

※2 以下に該当するオフィス等又はシェアオフィス等として市長が認めるもの

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※3 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用オフィスを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用オフィスを新增設すること。

2 レンタルラボ施設立地支援制度

対象者	補助対象事業に係る固定資産の固定資産税及び都市計画税を納税する法人又は個人	
対象地域	市内全域	
事業要件	賃貸用ウェットラボ（※1）の新增設等（※2）を行う事業	
建物、設備等に係る固定資産税・都市計画税相当額	補助率	建物、設備等（土地に係るものを除く。）に係る固定資産税・都市計画税相当額の100%
	交付年数	5年間
	補助上限	3億円

※1 以下に該当するウェットラボ（装置や薬品を用いて、各種法令等に則り適切に実験を行うことのできる設備を有する施設）を含む建築物をいう。

◇施設の貸主又は施設を管理運営する者が、当該施設を予め「ウェットラボ」として整備するものであること。

◇多数の事業者が入居の申込みをすることができる施設であること。

◇2以上の事業者に賃貸することを目的とする施設であること。

※2 以下に該当するものをいう。

◇建物を建築・購入・賃借し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

◇所有・賃借する既存建物を改修し、賃貸用ウェットラボを新增設すること。

補助金交付の流れ

